

# もっと知りたい 老後の財産

～家族信託という家族による  
新たな財産の管理や承継の手法～



橋本司法書士事務所  
司法書士・家族信託専門士 橋本 雅文氏

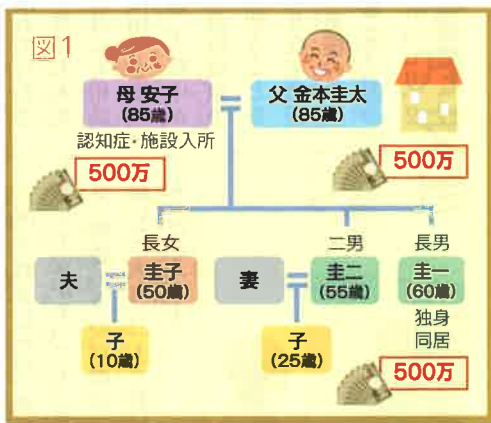
はじめに

前号では、新しい財産管理の手法として注目を集めている家族信託の概要について説明しましたが、ご理解いただけましたでしょうか？家族信託は、今年に入ってさらに注目を集めるようになっており、セミナーや法律相談会だけでなく、雑誌、テレビなどでも数多く取り上げられるようになりました。NHKのクローズアップ現代でも取り上げられましたので、ご覧になった方もおられるかもしれません。ご興味を持たれた方、もっと詳しく知りたいと思われた方は、お近くの家族信託コーディネーターや家族信託専門士など家族信託に詳しい専門家にご相談又はセミナー等に参加されてみてはいかがでしょうか？

## 具体的事例

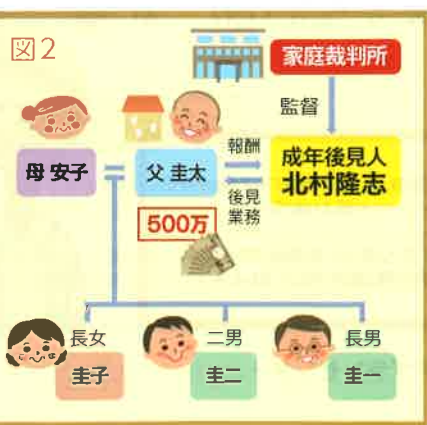
さて、今回は、具体的事例を通して、①対策を何もしなかった場合、②遺言書を作成した場合、③家族信託を利用した場合、に分けて考えてみたいと思います。

登場人物は、右記の図1のとおりです。福岡市在住の相談者金本圭太さん(60歳)には、父圭太さん(85歳)、母安子さん(85歳)、弟圭二さん(55歳)、妹圭子さん(50歳)がいます。圭二さんは独身で、父圭太さんと同居しています。母安子さんは認知症で1年前から福岡市内の施設に入所しています。弟圭二さんは東京在住で妻と息子(25歳)が1人います。妹圭子さんは北九州市在住で夫と息子(10歳)が1人います。父圭太さんは、自己



## 対策を何もしなかった場合

所有の自宅土地建物(評価額2000万円)と預貯金500万円があり、母安子さんと圭二さんには、それぞれ500万円の預貯金があります。母安子さんが施設に入所するまでは、父圭太さんと母安子さんの年金及び圭二さんの給料で十分に生活できており、親子3人で仲良く暮らしていました。しかし、母安子さんに快適な環境で過ごしてもらいたいとの願いから施設入所に預貯金の多くを使い、父圭太さんもその後の不摂生な生活がたまたま体力知力ともに低下しつつあります。



まず、このまま何もしなかった場合はどうなるのでしょうか？  
ただちに何か問題が発生するということ

はないかもしれませんが、このまま

父圭太さんの判断能力がさらに低下していくとどうなるでしょうか？父圭太さんも母安子さんと同じように、施設に入所しなくてはいけなくなるかもしれません。父圭太さんの判断能力が低下して認知症と診断されるなどして財産管理ができなくなると、ご自身で預貯金を引き出したり、ご自宅をリフォームしたりすることはできなくなります。ご自宅を売却することもできません。父圭太さんからの委任状を持参すれば、圭二さんが父圭太さんの預貯金を銀行窓口で出金することはできますが、これは父圭太さんの判断能力があることが前提ですので、圭二さんが勝手に委任状を作つて出金することはできません。このような状況になつてしまうと、家庭裁判所で、父圭太さんについて成年後見人の選任申立てをするしかありません。成年後見人とは、本人の財産を適切に管理するために、家庭裁判所の審判によって選任されるもので、本人の財産管理に必要な範囲内で、本人に代わつて成年後見人が預貯金を出金することができるようになります。ただし、「本人の財産管理に必要な範

囲内」ですので、預貯金を出金する

場合は本人のために行つ理由が必要となります。高額の物品の購入や財産の処分については、家庭裁判所への事前相談や許可が必要になることでもあります。さらに、成年後見人は、毎年、財産管理の内容を家庭裁判所に報告しなければなりません。なお、本人の財産が不動産の評価額も含めておよそ1200万円を超える場合、法定相続人の中で成年後見申立に反対している方がいる場合、遺産分割協議の必要があるまたは不動産を売却する必要があるので専門家が含まれる場合などは、司法書士や弁護士等の専門職が成年後見人に選任されることが多くなります。

父圭太さんが認知症となり、自ら財産管理できなくなつてしまったため、圭二さんは、家庭裁判所に対して成年後見人選任の申立てを行い、司法書士北村隆志さんが成年後見人に選任されたとしましょう。今後、北村さんに対しては、父圭太さんがお亡くなりになるまで、後見人の業務に応じて、平均で月額2万3千円の報酬が発生し、相続手続きや不動産売却など特別な業務を行った場合

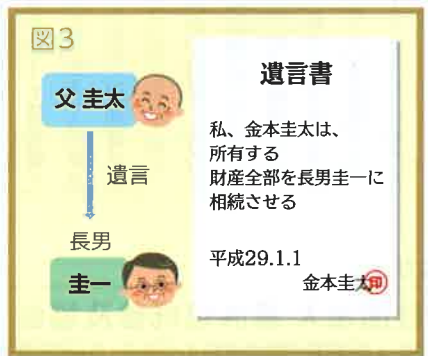
は、別途報酬が加算されます。

また、圭二さんが今後の施設費用を考えて自宅売却を希望しても、父圭太さん名義の自宅売却には家庭裁判所の許可が必要です。この場合、自宅売却が必要な理由を記載し、近隣物件の売買価格の相場や買主候補者の購入希望価格などの調査や報告をしなければならず、たとえ、自宅の購入希望者が現れたとしても、タイムリーに売却することはできません。

このように、家庭裁判所の監督下にある成年後見制度では、成年後見人となった専門家に報酬を支払うこと、タイムリーな不動産売却ができずに売買代金が下落することもあり、最悪の場合には、ご本人やご家族の誰も望まないであろう状態が、ご本人がお亡くなりになるまで続きます。このことでもあり得るのです。

なお、父圭太さんが自己名義の自宅及び預貯金を遺したまま死亡した場合、母安子さんは認知症のため遺産分割協議に参加できませんので、自宅及び預貯金の相続手続きをするためには、母安子さんについて成年後見人の選任申立てが必要になります。

## 遺言書を作成した場合



次に、遺言書を作成した場合はどうなるのでしょうか？

ここでは、遺言書の作成方法の中で、自筆証書遺言と公正証書遺言について説明します。自筆証書遺言とは、文字とおり、本人が自筆(直筆)で書く遺言です。内容全部を自筆で書かなければいけませんので、パソコンなどで印刷したものは認められません。また、日付や氏名の記載がなければ無効となります。自筆証書遺言は、本人が自由に何度でも作成でき、作成したことを秘密にしておくこともできますが、逆に、作成したことを相続人が知らないこともあり、紛失や改ざんのおそれもあります。なお、自筆証書遺

# 親が認知症に…。 資産の管理・承継 どうしよう！

そうなる前に、

## 家族信託

家族による、家族のための自由で円満な資産管理・承継対策を。  
“家族信託”のご相談、受け付けています。

私たちがお手伝いします

2017年4月現在(敬称略・50音順)

### 家族信託のプランニングのご相談は

#### 家族信託コーディネーター

安藤 功：安藤功司法書士事務所

福岡市中央区大名2丁目4番22号 新日本ビル5階 TEL:092-406-4106

伊瀬知 晃・江頭 寛：株式会社福岡相続サポートセンター

福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル10階 TEL:092-716-1237

上野 博：株式会社ネクスト

北九州市小倉北区浅野2-11-15 KMMビル別館1階 TEL:093-541-2003

黒永 秀司：テナントバンク株式会社

北九州市小倉北区大手町3-25-1110 TEL:093-591-0488

小峰 裕子：株式会社大洋不動産

福岡市東区箱崎3丁目7-6 TEL:092-641-6200

貞平 啓二：アシスト・ライブ

太宰府市水城5丁目11-22 TEL:092-403-1700

鹿田 幸子：安藤真哉税理士事務所

福岡市南区大楠3-18-15 グランド大友1階 TEL:092-532-1248

久恒 恵美子：一般社団法人日本ライフプラン研究所

福岡市中央区平尾2-17-14 INGS平尾3階 TEL:092-406-7951

### 家族信託のプランニング・契約書作成のご相談は

#### 家族信託専門士

桑原 貴洋：弁護士法人桑原法律事務所

福岡市博多区博多駅前二丁目20番1号 大博多ビル10階 TEL:092-432-8556

島田 雄左：司法書士法人オフィスワングループ

福岡市博多区博多駅前3-27-25 TEL:092-432-9911

添田 恵一：添田司法書士事務所

福岡市中央区舞鶴2丁目2番11号 富士ビル赤坂9階 TEL:092-739-0101

田代 洋平：田代司法書士事務所

北九州市小倉南区北方4丁目1-11-1F TEL:093-941-5151

橋本 雅文：橋本司法書士事務所

福岡市博多区中呉服町5-22 2階 TEL:092-409-2722

服部 忠典：司法書士服部忠典事務所

北九州市小倉南区徳力2丁目9番15号 TEL:093-647-2121

廣松 雅弘：廣松雅弘税理士事務所

福岡市南区向野2丁目14-1 森藤不動産ビル205号 TEL:092-553-3290

柳橋 儀博：やなぎ司法書士事務所

糸島市前原西1丁目7番31-101号 TEL:092-321-1331



一般社団法人

家族信託普及協会®

TEL:03-6734-5544

Mail:info@kazokushintaku.org

言の場合、本人死亡後、家庭裁判所に対して検認申立てをしなければなりません。検認手続きでは、遺言書の存在を知らせ、内容を確認するため、法定相続人全員に通知されます(相続人が出席するかどうかは任意です)。検認申立てにあたっては、相続関係を証明するため、申立人の負担で戸籍収集を行う必要があり、手間と費用がかかります。

公正証書遺言とは、公証役場で公証人が作成します。公証役場で作成するので、紛失や改ざんのおそれなく確実ですが、遺言に立ち会う2名の証人が必要のため内容を秘密にすることができず、公証役場での手数料も必要です。なお、公正証書遺言の場合、検認申立ては不要です。

父主太さんが自己名義の自宅及び預貯金を含む全財産を主さんに相続させると有効に遺言書を作成した場合、この遺言書が効力を生じるのは、父主太さんが死亡した時です。そのため、父主太さんの死亡前は、たとえ父主太さんに自宅や預貯金を処分する権

限はありません。つまり、父主太さんの認知症対策としては、遺言書は有効な手段とはならないのです。

**家族信託を利用した場合**

最後に、家族信託を利用した場合はどうなるでしょうか？

家族信託の概要は、前号で説明しておりますので、本号では割愛します。家族信託の概要をご存知ない方は、前号をご参照ください。

父主太さんを委託者兼受益者、主一人を受託者、自宅土地建物と預貯金の500万円を信託財産として、受託者に信託財産の管理運用処分に関する権限を託す信託契約をします。少し難しい表現なので、簡単に言い換えますと、この契約によって、主一人は、自らの判断で、500万円



の全部または一部を父主太さんのために使うこと、自宅を売却して売却代金を父主太さんの施設費用に充てることができるようになります。

また、信託契約後は、信託財産である自宅や500万円についての行為は、受託者である主一人の判断で行われますので、委託者である父主太さんに判断能力があるかどうかは問題となりません。そのため、信託契約後に父主太さんが認知症で判断能力を失ったとしても、主一人が500万円や自宅の売却代金を父主太さんのために使い続けることができます。

そして、家族信託は、成年後見のような家庭裁判所への報告義務はありませんし、受託者の報酬が無償であれば、毎年の報酬が発生することもありません。主一人は、ベストなタイミングで、父主太さんの財産を父主太さんのために使うことができます。

なお、父主太さんが、自己が死亡した場合の遺産を主一人と主二人さんに引き継がせ、主一人と主二人さんの死亡後は主二人

んの息子に引き継がせるように信託契約に定めることもできます(受益者連続型)。生前の認知症対策だけでなく、死後について遺言以上の機能をもたせることができるのは、家族信託の大きなメリットです。

**おわりに**

認知症に備えた財産管理は、一部の富裕層やアパート経営者だけでなく、誰にでもあてはまる問題だと言えます。認知症は誰にでも起こりうることであり、不動産や預貯金が財産に占める割合が高いからです。今は大丈夫と思っても、認知症になってからは、もう対策はできません。ぜひお近くの家族信託コーディネーターや家族信託専門士にご相談ください。



取材協力

一般社団法人 家族信託普及協会 TEL:03-6734-5544 ■ http://kazokushintaku.org  
〒164-0012 東京都中野区本町3-30-4 KDX中野坂上ビル5階(プロサーチ株式会社内) ■ Mail info@kazokushintaku.org